東京都アルコール健康障害対策推進委員会設置要綱

参考資料１

令和元年９月１２日

３１福保障精第９２５号

（目的）

第１条　東京都におけるアルコール健康障害対策を推進するため、東京都アルコール健康障害対策推進計画の進行管理、関係団体等における取組状況の共有、意見交換等を行うことを目的として、東京都アルコール健康障害対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　推進委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

1. 東京都アルコール健康障害対策推進計画の進行管理に関すること。
2. 関係団体等における取組状況の共有、意見交換に関すること。
3. アルコール健康障害対策を推進するための施策の検討に関すること。
4. その他アルコール健康障害対策の推進に関し必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　推進委員会は、次のうちから、東京都福祉保健局長（以下「福祉保健局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

（１）学識経験者

（２）医療関係団体の代表

（３）当事者団体の代表

（４）酒類販売事業者団体の代表

（５）関係行政機関の職員

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、委員の再任を妨げない。

２　委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　推進委員会に、委員の互選により委員長を置く。

２　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

（副委員長）

第６条　推進委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

２　副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

（会議の招集）

第７条　推進委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、必要に応じて推進委員会に委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第８条　推進委員会は、公開する。ただし、出席委員の３分の２以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（庶務）

第９条　推進委員会の庶務は、福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課において処理する。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、令和元年９月１２日から施行する。